

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会  
第18回議事録

農林水産省消費・安全局動物衛生課

食料・農業・農村政策審議会 第18回家畜衛生部会  
議事次第

日 時：平成24年8月27日13：30～14：54

場 所：農林水産省本省 第2特別会議室

1. 開 会
2. あいさつ
3. 議 事
4. 閉 会

○川島動物衛生課長 それでは、お暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会第18回家畜衛生部会」を開催いたします。

私は、この部会の事務局を担当しております動物衛生課長の川島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の高橋から御挨拶を申し上げます。

○高橋消費・安全局長 消費・安全局長の高橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、お暑い中、また本当にお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は、先般、6月に諮問させていただきました豚コレラ及びアフリカ豚コレラの防疫指針の変更、それから、ブラジルのサンタカタリーナ州への口蹄疫等についての地域主義の適用について、この2つにつきまして、その後、牛豚等疾病小委員会での御議論、あるいは都道府県からの御意見等を踏まえた上で、最終的にこの場で御決定をいただきたいということでお集まりいただいたわけでございます。

御承知のとおり、現在の防疫指針の見直しにつきましては、一昨年宮崎県におけます口蹄疫の発生、あるいは例年続いておりました高病原性鳥インフルエンザの発生等を受けまして家畜伝染病予防法の改正が行われまして、新しい防疫体制と申すでしょうか、防疫、あるいは防除の徹底という形で現行の体制をスタートした中での見直しの一環として行われているわけでございますし、また、対外的な家畜防疫体制のやりとりの中で、科学的知見に基づきました措置ということ、これは輸出入両面にわたるわけでございますけれども、今般の場合には、輸入面についての御議論ということで、今日、お諮りするものでございます。

奇しくも、口蹄疫の終息宣言が2年前、ちょうどこの日に行われたわけでございます。宮崎県等におきましては、このような記念を、2周年というものを受けまして、さまざまな取組みが行われているわけでございますけれども、当然のことながら、単にメモリアルデーにするだけではなくて、新しい防疫というものを地域挙げてまた徹底をしていくと、そのようなことも行おうと伺っております。

私ども国といたしましても、各都道府県、あるいは地域の現場におけます飼養者の皆様方との連携の中で、一層の防疫体制を進めてまいりたいと思っておりますし、また、水際におけます検疫措置についても、さらに努めてまいりたいと思っております次第でございます。

今日は、先ほど申し上げました3つの諮問事項のほかに、幾つか報告事項等もございませぬけれども、熱心な御議論をいただきまして、我が国におけます、この家畜防疫体制の一層の推進に資しますよう、是非ともお願いをいたしまして、最初の御挨拶に代えさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

○川島動物衛生課長 冒頭のカメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。カメラ等による撮影は、以降、控えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、全委員の御紹介は省略させていただきますけれども、日本放送協会の合瀬委員、青山学院大学の三村委員、鳥取大学の伊藤委員、東京農業大学の林委員、東京大学の真鍋委員、全農チキンフーズの岩元委員におかれましては、御都合により欠席をされております。

また、上旭肉牛牧場の萬野委員におかれましては、15分程度遅れるという御連絡をいただいております。

現在、家畜衛生部会の委員数は19名で、本日御出席いただいております委員は13名となります。よって、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定によりまして、この部会が成立していることを御報告いたします。

議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、お手元のダブルクリップどめのものでございますが、資料1～4、それから、参考資料1～4までをお配りしておりますので、御確認をいただければと思います。落丁等ございましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

続きまして、本日の会議の進め方についてでございますが、本日は、さきの6月12日の第17回家畜衛生部会におきまして農林水産大臣から諮問いたしました事項のうち、まず、議事の(1)「『豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針』の変更について」及び議事の(2)「『アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針』の変更について」を御審議いただきまして、続いて議事の(3)「ブラジル・サンタカタリーナ州への口蹄疫等の地域主義の適用による豚肉の輸入について」の御審議いただきたいと思っております。その後、報告事項といたしまして、議事の(4)「メキシコ・ハリスコ州への豚コレラの地域主義の適用による豚肉の輸入について」の御報告をさせていただきます。

このメキシコ・ハリスコ州の件につきましては、恐縮でございますが、お手元にご覧いただけます参考資料4、一番後ろのホチキスどめの資料の最後の21ページをごらんいただければと思います。我が国の指定検疫物、いわゆる検疫対象になるものの輸入に関する要請を受けたときの検討の標準的な手続というものを、平成20年の3月に大臣が定めてございまして、21ページがその概要になっております。

申請国から要請があったときに、リスク評価なりを行って、この家畜衛生部会に御審議をいただくなり、御報告をするという仕組みになってございまして、その下に「リスク評価のプロトコール」というところがございまして、プロトコール1につきましては、家畜衛生上の新たな考えの受入れを必要とする場合、その他家畜衛生上の影響が大きい場合でして、今回、議題で入っておりますブラジル・サンタカタリーナ州がこのプロトコール1に該当してございます。

議題4のメキシコ・ハリスコ州の件につきましては、プロトコールの2、既存の制度の適用が可能ということで、報告事項という形で整理をさせていただきます。メキシコにつきましては、豚コレラにつきまして、地域主義を適用して、既に5つの州から豚肉を輸入しております経験がございますので、その中でプロトコール2という整理をさせて

いただいております。本日の議題（４）につきましては、諮問ということではなくて、報告という形で整理をさせていただいているというのが、このプロトコールに沿ったものでございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。ここからの議事進行につきましては、近藤部会長にお願いしたいと思います。近藤部会長、よろしくお願いいたします。

○近藤部会長 部会長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日も引き続き活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、早速に、議事の（１）『豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針』の変更について、及び議事の（２）『アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針』の変更について、事務局から御説明をお願いいたします。

○伏見家畜防疫対策室長 それでは、資料１、資料２を続けて説明させていただきます。

まず、資料１をごらんください。この資料１は 60 ページ以上になっておりますけれども、これは 6 月 21 日の牛豚等疾病小委と都道府県の意見を聞いた上で作成したものでございます。

まず、1 枚目の概要でございますけれども、ここでアンダーラインを引いてありますけれども、これは変更点ではなくて、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更のポイントの部分でございますので、お間違えのないようにしていただきたいと思います。12 日に諮問させていただいたときに概要で説明しましたが、小委員会の方でも大きな変更はなかったということは申し上げます。

2 番目に、6 月 21 日の小委員会においてでございますが、遺伝子検査の導入や移動制限区域の範囲の縮小等の変更について了承されたということですので、後ほど指針に沿ってポイントとして説明させていただきます。

1 枚おめぐりください。これは 6 月 12 日に説明したものと全く同じでございます。先ほど申し上げたとおり、小委員会の方でも大きな変更点はございませんので、構成について、特段直している部分、あるいはポイントとしてまとめた部分についても、直している部分はございません。この構成というのは、鳥インフルエンザ、特に口蹄疫の指針がベースになっておりますので、その辺で整理をさせていただいたということでございます。

ただし、2 枚目の 3 番目「清浄性維持の確認のための検査」でございますが、これは口蹄疫の指針にはないものでございます。というのは、諮問の際も御説明させていただきましたが、平成 4 年を最後に豚コレラという病気は国内での発生はありません。それで、平成 18 年 4 月からワクチン接種を完全に中止いたしまして、翌 19 年 4 月 1 日には OIE 規約に定める豚コレラ清浄国になったということで、この指針の中には、清浄性の維持確認のための検査が位置づけられております。

あとは、5 番目の「病性の判定」の中に遺伝子検査、遺伝子検査というのは、PCR 検査及び遺伝子解析ということでございますが、それによって患畜、疑似患畜の判定基準を明

確にしたということでございます。

さらに1枚めくっていただきますと、両面で刷ってありますので、その裏側になると思いますが、8番目です。これは、冒頭にも説明しましたが、原則として、発生農場を中心に3km以内の移動制限区域。それで、その外縁から10kmまでを搬出制限区域にするということを小委員会の場でも了承いただいたものでございます。

それでは、その隣、別添2でございますが、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）」です。これは非常に大部でございますが、これは通常、法律の3条の2に基づきまして特定家畜伝染病防疫指針を定める。その中に豚コレラも省令で定めることになっておりまして、作成した場合には、農林水産大臣公表ということになっております。

それで、この指針は、後ほど破線で囲んでいる部分が出てきますが、それは留意事項と申しまして、消費・安全局長が定めるものでございまして、指針にまさに注意事項を書いておりますので、それを埋め込んだ形でわかりやすく示しているものでございます。

まず、1ページ目に「前文」がございまして、これはまさに豚コレラはどういうものかということで、4番目でございますが、「豚コレラは、口蹄疫に比べて伝播力が強くないことから、予防的殺処分を実施する必要はないが、一般的には伝播力が強く、致死性の高い伝染病であるため、発生時には迅速かつ的確な防疫対応が求められる。」ということで、豚コレラそのものの病気の強さ、口蹄疫ほど伝播力が強くない、ただし、致死性の高い疾病であるということを書かせていただいております。

1枚めくりまして、3ページ目でございます。3ページ目というのは、下の番号を見ていただければわかると思います。3ページ目に移りまして、ここに「基本方針」ということで、1番目「豚コレラの防疫対策上、最も重要なのは、『発生の予防』と『早期の発見・通報』さらには『初動対応』である。」ということで、これは口蹄疫も鳥インフルエンザも同じでございまして、防疫の基本は変わるものではないと思っておりますので、最初に書かれているということでございます。

2番目は「発生予防と、発生時に備えた準備に万全を期す。」ということで、国、都道府県、市町村及び関係団体ということが書かれておりまして、発生した場合の迅速かつ的確な初動対応が3ページの下の方から書かれております。

次の4ページ目でございますが、最後の4番目に、こういうことが起こってはいけませんけれども、この指針で「感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針を策定する。」ということが書かれております。これは口蹄疫と同じような書きぶりになっております。

5ページ目に入りまして、第2として「発生の予防及び発生時に備えた事前の準備」ということで、「農林水産省の取組」。豚コレラが口蹄疫等と違うところというか、特徴的なところは、1の「農林水産省の取組」の（3）の「また」書き、後の方にありますけれども、「海外からの厨芥残さについては、豚コレラウイルスの侵入要因になり得ることから、

適切な処分を実施する。」ということが書いてございます。

下の方に、2として「都道府県の取組」、6ページ目も「都道府県の取組」でございまして、7ページ目をごらんください。今のに関連いたしますけれども、7ページ目の真ん中辺りに(10)とございます。ここに「畜産物を含む食品残さを給与している家畜の所有者に対して、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、家畜の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。」とございます。ここで初めて留意事項が出てきます。本来は別に定めるものでございますが、わかりやすいように、では、適切な処理というのはどういうことかということで、破線に書かれているもので、例えば、70℃だったら30分以上の加熱、80℃だったら3分の加熱ということで示しております。

当然のごとく、3番目ですが、市町村及び関係団体は都道府県の取組みに協力するというのは変わりございません。

続きまして、8ページ目でございます。ここが豚コレラの清浄国である我が国で定めている「清浄性の維持確認のための調査」が細かく書かれております。何頭調べるとか、原則として年1回立入検査をして調べるとかございまして、それが「臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定」。あと「抗体保有状況調査」、9ページ目に移りますと「病性鑑定材料を用いた調査」ということが事細かに書かれております。

飛びますが、11ページ目、第4でございますが、今度は「異常家畜の発見及び検査の実施」について、これも細かく書かれております。第4の1に「家畜の所有者等から通報を受けたときの対応」ということで、症状が7つ、(1)～(7)までで、さらに死亡ということが書かれております。一概に豚コレラはこういう症状を示すというのは難しいものでございますが、豚コレラにかかわる部分について、このように示しております。

12ページ目に行きますと、「獣医師から通報があった場合」というのが真ん中にございます。(5)でございますが、豚コレラと判明した場合には、診察または検案した日から7日間は豚の施設に立ち入ってはならないと書かれております。

13ページ目でございます。「都道府県による臨床検査」でございまして、一番下の(3)で豚コレラウイルスの感染を疑う場合には、写真撮影という部分が新しく口蹄疫と並ぶような形で示されております。

少しスピードアップさせていただきますが、14、15、16と飛ばしまして、17ページ目でございます。いろいろ書いてございますが、7番の「その他」。この後すぐアフリカ豚コレラについて説明しますが、7番の部分には何を書いているかということ、検査の結果、豚コレラウイルスの感染が否定された場合には、動物衛生課と協議の上、アフリカ豚コレラの診断のため、動物衛生研究所に材料を送付しなければいけないということで、ここに書かれております。

続きまして、19ページ目に入ります。これは「病性の判定」ということでございます。当然のごとく、1の(1)で「異常家畜の通報があった場合」ということで、そのときに

「都道府県が行う臨床検査、血液検査、抗原検査、血清抗体検査の結果及び動物衛生研究所が行う遺伝子解析等の結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、判定する。」ということが書かれております。

あとは、(2)で「清浄性の維持確認のための検査で陽性となった場合」がございます。

19 ページの2に「患畜及び疑似患畜」とございますが、まず「患畜」は、当然のごとくウイルス分離でウイルスが分離された場合とか、その後、遺伝子検査、20 ページ目の一番上でございますけれども、PCR 検査及び遺伝子解析により豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜など、5つにわたって書かれております。「疑似患畜」についても(2)で書かれておまして、このように細かく、わかりやすいように書いています。

21 ページ目は、今、説明したものの検査の流れでございます。これは白黒になっておりますけれども、カラーになって、これは都道府県の家畜保健衛生所の先生方が主に使うものでございますので、検査の流れが書かれております。22 ページも一緒でございます。

23 ページにつきまして、今度は「病性判定時の措置」ということで、2 番に「対策本部の設置及び国・都道府県等の連携」ということで、農林水産省は、農林水産大臣を本部長とする農林水産省豚コレラ対策本部を設置する。

あと、(2)には、口蹄疫のときもそうですけれども、調整する職員だとか、疫学の専門家、緊急支援チーム、疫学調査チームを県に派遣することになっております。

24 ページ目、(3)でございますけれども、都道府県においては、都道府県豚コレラ対策本部を設置するということが同じように書かれております。

また少し飛ばさせていただいて、28 ページ、今度は第7で「発生農場における防疫措置」ということで、これは法律にのっとって「と殺」と書いてございますけれども、これは法律用語でございまして、直ちに法 16 条に基づいて処分する疾病ということで豚コレラが定められております。

また飛びまして、30 ページの一番上に「死体の処理」も書かれております。

その下に「汚染物品の処理」というのが書かれております。汚染物品とはどういうものかというのは、31 ページの一番上の(1)に、例えば、精液、受精卵等の生産物、2 番目に排せつ物、敷料、飼料、その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品ということで、明確に書かれております。

あと、31 ページの下に「畜舎等の消毒」も書かれておまして、32 ページ目に入りますと、当然、処分したものについては手当金が入るわけでございますので、「家畜の評価」が書かれています。ただ、家畜の評価というのは、一番後ろに入っておりますけれども、別紙2により算定方法が示されております。

33 ページ目に入りますと、「通行の制限」。当然、通行の制限をして、病原体の拡散を防止するというのがここに書かれております。

34 ページは「第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定」ということで、まず1の(1)で「移動制限区域」。繰り返し申し上げますと、原則として発生農場を中心とした半径 3 km



以内の区域を移動制限区域とする。

(2) でございますけれども、外縁から 10 km までを搬出制限区域にするということをして承を得た上で、今回変えております。

あとは、「家畜市場又はと畜場で発生した場合」とか、35 ページに移りまして「制限区域の設定方法」だとか、(5) に「家畜の所有者への連絡等」ということで、(5) の後ろの方ですが、「また、当該区域内の家畜の所有者に対して、いのしし等の野生動物の侵入防止の徹底について指導する。」というように、野生動物についての配慮も指導されることになっております。

36 ページに移ります。移動制限をかけっ放しというわけにはいきませんので、真ん中よりちょっと下の 3 に「制限区域の解除」ということがございます。当然、移動制限区域を解除するのはルールにのっとってやりますので、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了、これは細かく言うと「と殺、死体の処理及び農場の消毒（1 回目）が完了していることをいう。」というように定められております。それに基づいて全ての農場が清浄性確認検査によって陰性であれば解除するということが決められています。「搬出制限区域」については (2) で書かれているものでございます。

あと、37 ページの真ん中の「制限の対象外」ということで、すぐに対象外というわけではないですけれども、対象に当たらないものがあるということが事細かに、37 ページの真ん中から 39 ページまで、全て書いてございます。

続きまして、40 ページ、「第 10 家畜集合施設の会意等の制限」。家畜集合施設というのは、と畜場、家畜市場等の家畜を集合させるところ、あと放牧というのが書かれております。これについては、停止をしていただくということが定められております。

3 番目は「と畜場の再開」ということで、「再開の要件」「再開後の遵守事項等」が書かれております。

41 ページについては、留意事項で「家畜の集合を伴わないイベント等については、徹底した消毒を行うことにより」ということで、要するに、むやみにイベント等を中止しないように注意してくださいということが書かれています。

42 ページでございます。「消毒ポイントの設置」は、豚コレラでも同じように、市町村管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、感染拡大防止という観点から消毒ポイントを設置する。その具体的な設置の場所とか、消毒ポイントによる消毒とかということが事細かに書かれております。

44 ページでございます。第 12 といたしまして「ウイルスの浸潤状況の確認」。まず 1 番目に「疫学調査」ということで、どのような調査をするのか、「疫学関連家畜」はどのようなものかということが書かれておまして、45 ページに移りますと、破線の下に「移動制限区域内の周辺農場の調査」ということが書かれてございまして、(1) に「発生状況確認検査」というものがございまして、移動制限区域内に立ち入り、次の検査をするということが定められておまして、これに基づいて、異常がなければ制限をどんどん解除していけ

るということになります。

46 ページに移りますと「清浄性確認検査」というのがありまして、これで完全にウイルス等がないということになれば、解除に向かっていくということでございます。

48 ページまで飛びますが、第 13 に「ワクチン」ということで、ワクチンはどういうものかということが書かれておりまして、基本的には「このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。」と書かれております。

51 ページまでずっとワクチンに関することが書いてございまして、52 ページに入りますと、今度は「家畜の再導入」ということが書かれております。口蹄疫のときもそうでしたが、「導入前の検査」がまずございまして、「導入後の検査」を受ける。これによって家畜の再導入を果たしていくということが書かれてございます。その注意事項がここに書いていることでございます。

54 ページ目に入りまして、第 15 で「発生の原因究明」ということで、発生の確認後、直ちにということで、1 番に書かれてございますけれども、網羅的な調査を行いまして、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施するということがここに書いてございます。

原因究明の調査をした結果、2 番目に、疫学調査チームを設けますので、そこでとりまとめて、調査の結果を踏まえて、原因究明の分析・とりまとめを行うということが書かれてございます。

55 ページ目に入りますと、「その他」で、これは口蹄疫と同じような書きぶりになっておりますけれども、豚コレラは豚でございますので、1 番目に「種豚など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。」と書かれています。例えば、遺伝資源の保存だとか、種豚の分散配置等により、日ごろからリスク分散を図るということが書かれております。

ここで、後先になりますけれども、第 15 の 2 に書いてありますとおり、中に破線で入り込んだ留意事項というのは、消費・安全局長が必要に応じて定めることになっておりますので、今回は埋め込み版になっておりますけれども、このように注意事項も入れるということでございます。

これ以降、それぞれ、別記様式だとか、調査票だとか、病性鑑定依頼書だとか、プレスリリースのひな型だとか、ずっと書いてございまして、別記様式 7 までございまして、そのあと「豚コレラの診断マニュアル」というのがございます。これに基づいて検査等をしていくということがございます。

最後から 2 枚目が「家畜の評価額の算定方法」でありまして、このセットで都道府県の家畜保健衛生所の先生方が動くということになっております。その際には、市町村、あるいは関係団体等と連携の上で抜かりなくやっていくということでございます。

以上で豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針についての説明を終わらせていただき

ますが、続きまして、資料2でございます。資料2が「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更（案）の概要」です。

アフリカ豚コレラについては、昨年の10月7日付で公表しました。ただ、ここにいらっしゃる先生方は御承知ですが、口蹄疫の防疫指針を準用しております。先に御説明させていただいた豚コレラに関する指針を全部変更いたしますので、豚の病気でもあるということもございまして、アフリカ豚コレラに関する防疫指針については、豚コレラを準用する形を取ると書いてございます。

これも同じく6月21日に牛豚等疾病小委員会において変更事項ということで了承されたものは、移動制限区域というのが3kmになりまして、その周辺の10kmまでが搬出制限区域ということで書かれております。これも同じように、アンダーラインは、前回、6月12日に見ていただいたところと変わったところではなくて、ポイントでございますので、お間違えのないようにしていただきたいのです。

1枚めくっていただきますと、別添1、これも前回お示ししてはいますが、単に口蹄疫の防疫指針を準用しているものを豚コレラの防疫指針を準用に変更したものが、第1、第2、第5、第6、第7、第9、第10、第14、第15、第16ということで10個ございます。あとは、真ん中にごございます豚コレラ防疫指針に併せて記載変更した部分が第3、第8、第11ということでございます。全く変更がなかったのは第4、第12、第13の3つがございます。

これは先ほどの豚コレラと同じように、全部落とし込んだものが入ってございまして、別添2の新旧対照条文を見ていただくと、見慣れていない場合には非常に見づらいと思えますので、ポイントだけ説明させていただきますが、現行というのが右側にごございまして、左側に改正案というのが、変更部分、新旧対照条文でございますので、書かれているということで、今、アフリカ豚コレラの指針というのがございまして、新しい改正案を事務的に、今ある指針を変更させていただくということですので、小委員会の場でも、アフリカ豚コレラに関しては、何か具体的に御指摘がございまして直したというところはないので、事務方で淡々と修正をさせていただくということになります。

あと、お手元にあるので、見ていただくのも恐縮なのですが、参考資料2で「都道府県からの意見について」というのがございまして、2枚組でございますけれども、全てこれは修正している部分を書かせていただいております。これは小委で諮った後に都道府県からも意見を聞いて、修正したものをそのまま、今、御説明したものの中に載せさせていただきます。

2ページ目に行きますと、「アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更」ということで、特段内容の変更というわけではないのですが、1番目の○が指針を定める必要があるのかということになってはおりますけれども、これは定めることになっておりますので、個別に指針をつくるということで、これから回答させていただくことになっております。

あと、口蹄疫と同じように、移動制限を 10 km、搬出制限を 20 km にすべきではないかという意見もございましたが、アフリカ豚コレラというのは媒介動物がいますので、専門家の御意見も伺った上で、やはり移動制限 3 km、搬出制限は 10 km とした経緯で、これについても回答させていただくということでございます。

非常に早口で、なおかつポイントしか説明いたしませんでしたけれども、資料 1 と資料 2 の説明を終了させていただきます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、牛豚等疾病小委員会におけます審議結果等の報告がありましたら、村上委員長からお願いいたします。

○村上委員 ただいま事務局から説明がございましたが、私からも報告をさせていただきます。

まず、6月21日に開催されました第20回牛豚等疾病小委員会において、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について審議いたしました。

まず、豚コレラの指針に対する委員からの意見ですが、発生状況確認検査の対象農場が5頭以上飼養している農場とされているが、5頭未満の農場も対象とすべきではないか、また、防疫措置従事者の行動制限期間が7日とされているが、短縮してもいいのではないかとといった意見がございました。これらについては、都道府県の意見を聞いた上で決めることとされました。

その後、事務局から都道府県に意見照会しましたところ、発生状況確認検査の対象農場については、家畜伝染病予防法に基づく毎年の定期報告の対象農場が豚及びいのししの場合、6頭以上飼養する農場とされており、これに合わせてほしいとの意見がありましたので、6頭以上といたしました。

また、防疫措置従事者の行動制限期間については、口蹄疫と同じ法第16条疾病として7日としたところですが、特段の意見はございませんでした。そこで、都道府県は7日で可能と受け止めてくださっていると考えられることから、防疫作業の効率もありますが、まん延防止に重きを置いて7日間といたしました。

一方、アフリカ豚コレラの指針について、現行の指針は昨年10月に口蹄疫の指針を準用する形で新たに作成したのですが、今般、豚コレラの指針が改正されることになりましたので、アフリカ豚コレラの防疫指針も豚コレラの防疫指針を準用することといたしました。

今回はそのような改正でしたので、委員からの特段の意見や質問はございませんでした。こうした審議を経て、本小委員会といたしましては、本日配付されている豚コレラの防疫指針及びアフリカ豚コレラの防疫指針については、発生予防、早期通報及び迅速な初動対応を確保する観点から、全体的に適切に防疫体制の強化が図られている内容となっているものと考えております。

以上で牛豚等疾病小委員会からの報告を終わります。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。資料1、資料2合わせてで結構でございますので、よろしくお願いいたします。どうぞ、どなたからでも結構でございますので。

西委員、お願いいたします。

○西委員 意見とか質問ではなくて、お願い事でございます。豚コレラについては、先人の諸先輩が、有効なワクチンですとか、それから、衛生管理を徹底した努力の成果で、我が国が清浄化したということになっています。平成4年が最終発生ということで、その後、鹿児島県で疑似患畜の発生例はあったのですけれども、もう20年以上発生のないような状況になっています。そうしますと、我々、家畜保健衛生所の職員は、この病気を経験したことがないということになってまいりますので、この病気の診断を的確に実施するということが本当に必要なこととなっております。北海道だとか、ほかの県もそうかと思いますが、毎年、実習とかをやりながら診断技術を磨いてはいるのですけれども、是非とも農水省でも、家畜衛生講習会を毎回開催していただいておりますけれども、その中でも重点的にこの病気の診断についてお願いしたいと思っています。

それから、あと、もう一点なのですが、同じように実習ということで、以前、豚コレラのワクチンをやめるに当たって、そもそも豚コレラというのはどういう病気だということ、やはり目で見ようということで、動物衛生研究所で実験感染させた豚コレラの症状を我々都道府県職員が見る機会を与えていただきました。これは行った人間から非常に有効だったと聞いておりますので、こういったことも定期的にできるようなことがあれば、是非ともやっていただければと思います。画像というのは今までもあるのですけれども、今、画像も非常に鮮明になってきておりますし、実験感染したような、時間を追って症状を見ていくというのは非常に有効ですので、動画だとか、そういうものを全国の職員が見ることが、やはりこの病気を絶対逃さないような形でやっていけるかと思っておりますので、その辺の御検討をお願いできればと思います。

○近藤部会長 ありがとうございます。

この件につきまして、何か事務局の方から。

○川島動物衛生課長 最近、豚コレラの経験がないということで、委員おっしゃるとおりだと思います。動物衛生研究所で毎年定期的に講習会を開催しております、特に豚疾病特殊講習会というものを開催させていただいておりますが、その中で、この豚コレラにつきましては、これからも具体的な症状ですとか、診断、こういったものについて、動衛研の御協力をいただいて研修を図っていきたいと思っております。

それから、実際に感染をさせたものを見るということにつきましては、今回、16条疾病になったということもありますので、バイオセキュリティで難しい面が一方であろうかと思っておりますけれども、ほかの県の御意見なども聞いて、御要望が強いということであれば、

動物衛生研究所と、どういう形での対応が可能になるのかということについて検討させていただいて、今、委員おっしゃったように、動画に撮るということも場合によっては可能かと思えますし、いろいろなやり方があるかと思えますので、そこら辺は我が方と動衛研で御相談させていただきたいと思っております。

以上です。

○近藤部会長 それでは、引き続きまして、ほかの委員の方、どうぞ、お願いいたします。

では、廣野委員、お願いいたします。

○廣野委員 資料1の41ページの留意事項の中で、家畜の集合を伴わないイベントに関する事項で、家畜の集合とは、例えば、牛豚なのですけれども、1頭2頭でも集合という判断になるのでしょうか。

○近藤部会長 よろしいですか。

○伏見家畜防疫対策室長 集合といえはそういうことになってしまうのですけれども、これは何でもかんでもやってはいけないということではございませんので、事前に最寄りの家保等に御相談いただければ、適切な対応方法はあると思えます。ただ、ここで想定しているのは、1頭2頭でも集合に当たるということでございます。

○廣野委員 わかりました。

○近藤部会長 よろしいですか。

どうぞ、ほかに御意見お願いします。

では、合田委員、お願いします。

○合田委員 確認ですが、例えば、21ページ、症状があつて、血液検査があつて、それから、ウイルス抗原の証明、それから、ウイルス分離、PCR、蛍光抗体というようなことでありますけれども、ここで見ると、PCRだけでは疑似患畜なり診断できない。文書の中では、どれかというような捉え方をしたのですけれども、最終的にはウイルス分離するにしましても、早期診断というような意味では、PCR だけではというふうに解釈すればよろしいのですか。

○近藤部会長 事務局、お願いいたします。

○伏見家畜防疫対策室長 例えば、21ページの1番目の異常患畜の場合については、文書でもございませうとおり、臨床検査、血液検査、抗原、抗体検査及びになっておりますので、動衛研が行う遺伝子解析検査、それで専門家の意見を踏まえて判定するという事になっておりますから、全部併せてということですよ。

○合田委員 そうしますと、例えば、PCRが陽性であっても、ウイルス分離をしなければ、あるいはウイルス抗原を認めないと、疑似患畜、あるいは診断はできないと。

○伏見家畜防疫対策室長 そうです。20ページを見ていただくと、②で「遺伝子検査により」とありますけれども、ここで特異的な遺伝子が検出された家畜については、患畜であるということですから、今、私、異常患畜を見つけた場合にはこう判断と言いましたけれども、患畜、疑似患畜の判定が19ページからずっとございまして、決められているという

こととございます。

○合田委員 それから、もう一点、ワクチンをやった場合、当然、最終的には、インフルエンザと違って出荷できると、それぞれの条件が合えばというふうに解釈すればよろしいのですね。

○伏見家畜防疫対策室長 豚コレラの場合はそうです。ただ、そのときにはきちっとワクチン履歴等を残しておかなければいけません、基本的には出荷できます。

○合田委員 ありがとうございます。

○近藤部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ、ほかの委員の方からもお願いいたします。

では、栗木委員、お願いいたします。

○栗木委員 30 ページの「死体の処理」、法第 21 条の件でございますが、ほかの病気もそうなのですけれども、相変わらず、判定後 72 時間以内に、これはいいのですが、発生農場又はその周辺において埋却するとか、(3) の埋却による処理が困難な場合にはということ、次の処理で焼却と化製処理ということになっておりますが、ヨーロッパでは埋却禁止などという時代に、なぜ日本は埋却が優先するのか、ちょっと理解ができないのです。畜主にとっては、埋却地の確保というのはなかなか大変なこととございますし、いつまでもこれでは、先進国として、どうも納得いかないというふうに私は常々思っているのですが、当局はどんなふうにお考えなのでしょうか。

○近藤部会長 事務局、よろしいですか。お願いいたします。

○伏見家畜防疫対策室長 これは以前から栗木委員等、ほかの方からも御指摘受けていますけれども、我が国ではやはり隣接地に埋却するというのが、防疫措置としては一番いいのではないかと。ただし、御指摘のように、埋却地がなかなか確保できないという事情もございますので、そういう場合には、(1)(2)(3) の 3 番目になっておりますけれども、焼却または化製処理等もできると書かせていただいております。優先順位をつけるとしたらこういう順番になりますよということですから、今後、よりいいものがあれば、勿論、埋却にこだわるものではございませんけれども、我々も検討していきたいと思っております。ただ、やはり隣接地に埋めて、すぐ処分するというのが一番いいやり方だと思います。ただ、大規模になればなるほど難しいというのは十分承知しておりますので、考えていきたいと思っております。

○近藤部会長 どうぞ、引き続きお願いいたします。

○栗木委員 私もずっとお願いをしているのですが、今、特に大規模を含めて、かなりこういう技術が海外では開発されているので、御紹介もさせていただいたことがあるのですが、もう少し積極的に、むしろ埋却をするのではなくて、化製処理、または焼却を優先させるような体制を早く取っていただきたいというのが、私ども畜産家にとっては大きな問題として要望したいと思っております。

○近藤部会長 御要望事項としてお聞きしておいてよろしゅうございますか。事務局から

重ねて何か御説明があれば。

○川島動物衛生課長 御要望としては、今、部会長がおっしゃっていただいたように、承って、また、技術の開発とか、いろいろなことが進んでくるに応じて、我々も不断の見直しというか、検討を進めていきたいと思っておりますが、今、担当室長から御説明しましたように、口蹄疫、牛も考慮した上で、まずは埋却地の確保というものが基本だろうと思っておりますけれども、決して焼却ですとか、化製処理といったものが適切ではないと思っております。我々も御案内のとおり、移動式の簡易なレンダリング装置といったものを国の方で開発するというような形で、現場で処理をしたものをレンダリング処理の工場に連結をするという形で、迅速な殺処分、処理ができるような体系はこれからもつくっていききたいと思っております。ありがとうございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。重要なご意見だと思しますので、十分に今後も検討させていただくということで、本日のところは御要望として承るということにさせていただきます。ありがとうございます。

そのほか、どうぞ、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を変更することについて、御了承し、適当であるとの答申を行うということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○近藤部会長 ありがとうございます。それでは、私の方で答申の手続を進めさせていただくこととなります。

今後、事務局におきましては、パブリックコメントの募集等、必要な手続を進めるようお願いいたします。

それでは、引き続き、議事の(3)「ブラジル・サンタカタリーナ州への口蹄疫等の地域主義の適用による豚肉の輸入について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○山本国際衛生対策室長 国際衛生対策室の山本です。よろしく申し上げます。

御紹介の議題ですが、これについては6月12日の部会でまず説明させていただき、その後、6月21日の牛豚等疾病小委員会で御審議いただいております。

資料3につきましては、6月12日のものから変更点はございませんので、簡単におさらいというような形で説明させていただきます。

「Ⅰ 経緯」ですが、2006年10月にブラジル政府から、同州からの輸入解禁要請があり、リスク評価チームを設置してリスク評価を進めてきたというような経緯が書いてございます。

Ⅱから具体的な「評価事項」で、その1として「獣医当局及び法制度」というものをまず見ております。「獣医当局」で、国、州、あと「法制度」、これらはともに適切に整備されているというようなことが確認されております。



下に行きまして「2 一般状況」で、家畜の飼養状況ですが、ブラジルは、牛は北部、中部に多く飼われているのですが、豚はサンタカタリーナ州を筆頭に南部3州に集中しているという状況が確認されているのと、サンタカタリーナ州においては、畜種別に農家が登録制度で登録されてバイオセキュリティ措置の指導を受けていることが確認されています。

また、(2)、ここも重要なのですが、「と畜場・食肉処理施設」は、連邦政府または州政府の認定なのですが、輸出用の肉は連邦認可、連邦政府の認定を受けたと畜場でのみ輸出が可能ということが制度として整っています。

3番は「国境検疫措置」で、「国境検疫措置」としては、検疫ポイントが110か所程度あって、軍とも連携しながらということが書いてあります。また、(2)の「隣接地域での発生時の対応」。これは具体的にはパラグアイで発生したときの対応等も整理させていただきました。

次のページに行きます。「国内防疫措置」ですが、ここでは「発生時の対応とサーベイランス」ということで、発生時の対応と、定期的な通常時のサーベイランス、通報体制が確立されている。さらに診断体制、補償制度も整備されているということが確認されています。

「(2) 家畜の移動管理」。ここもポイントになると思うのですが、2つ目のパラグラフにあります。サンタカタリーナ州への他州からの移動は、口蹄疫の汚染地域、あるいはワクチン接種清浄地域からの移動は原則禁止されています。その次にあります豚について、ワクチン接種清浄地域からのと畜場直行豚が一部限定的に認められています。また、その後ろにあります繁殖用豚は連邦政府による認定種類豚農場由来のもの導入が可能だということになってございます。

「(3) サンタカタリーナ州の州境検疫」。これは67か所の検疫ポイントがあって、衛生回廊というような形で、ここも管理されていることが確認されています。

5番に行きます。「過去の発生状況」。これについては、ブラジル内、あとサンタカタリーナ州の過去の発生について整備させていただきましたが、紹介は省略いたします。

ということでございまして、かなりはしょって申し訳ありませんが、「III 結論」です。以上、これまで得た情報から、サンタカタリーナ州における口蹄疫等の清浄性が確認されました。また、ブラジルの獣医組織体制、国境検疫、国内防疫措置及び同州における州境検疫、診断・防疫というような体制は適切であることが確認されています。

なお、同州では、連邦政府の認定種豚農場からの種畜及びワクチン接種清浄地域からのと畜場直行豚移動が行われていることから、地域主義の適用には、我が国への口蹄疫等の侵入リスクを確実に回避するため、他州からサンタカタリーナ州へ移動する家畜が日本向けに輸出されないような措置を講じる必要があるということが結論です。

この点について、適切な管理措置が講じられれば、同州産の豚肉の輸入により日本に口蹄疫が侵入するリスクは非常に低いと考えられた。

以上でございまして、小委員会では、適切なリスク管理措置等についても御意見、御議論をいただいたところであります。それについては、村上委員長から御報告いただけたと思います。

もう一点は、補足ですが、前回の6月12日の部会の際に、萬野委員から、仮にこれで合意した場合、ブラジルから輸出されると畜場の認定はどちらが行うことになるのかというような御意見をいただきました。これについては、小委員会では御説明させていただいておりますが、衛生条件に即してブラジル政府が認定することになると考えております。厚生労働省は、ブラジルのと畜場について、食肉衛生の観点から、同等性の認定、これについては既にブラジルに対して実施済みということになっております。また、米国は既にサンタカタリーナ州を解禁したわけですけれども、米国の場合も、ブラジルの方に認定権限は認めているというような取扱いになります。これは補足でございます。

私からは以上です。

○近藤部会長 ありがとうございます。

では、本件につきましても、牛豚等疾病小委員会における審議結果などにつきまして、村上委員長から御報告がありましたら、お願いいたします。

○村上委員 ただいま事務局から説明がございましたけれども、豚コレラの防疫指針について審議いたしました第20回牛豚等疾病小委員会において、ブラジル・サンタカタリーナ州への口蹄疫等のワクチン非接種清浄ゾーンとしての地域主義の適用における豚肉の輸入についても、その科学的妥当性を審議いたしました。

全般として、ブラジルの獣医組織体制、国境検疫、国内防疫措置及び同州における州境検疫措置、診断・防疫体制などに問題がないことが示され、サンタカタリーナ州の清浄性が確認できました。

次に、本件について、委員からは、地域主義を適用する際には家畜の移動管理が最も重要であるが、同州の日本向け輸出認定と場には他州から豚が導入されることがあるのか。また、同州の隣接州で口蹄疫が発生した場合に、一時停止等の措置を取るのかといった質問がございました。また、同州の清浄性が維持されていることを今後も継続的に確認すべきといった指摘もございました。

これに対し、事務局からは、リスク管理措置の内容については、今後の家畜衛生条件の協議の中で議論されるが、日本向けに輸出される生鮮豚肉は、サンタカタリーナ州で生まれ、同州で育てられた豚のみを扱う政府認定のと場、食肉処理施設に限定して受け入れる考えであることや、同州の隣接州で発生があった場合にも、輸入を一時的に停止し、発生状況を確認した上で停止措置を解除する考えであること等の説明があったところです。

以上の審議を経て、他州から同州への移動家畜が日本向けに輸出されないこと等の適切なリスク管理措置を講ずることを前提に、同州から豚肉を輸入することについて、科学的に妥当であるとして了承いたしました。

以上で牛豚等疾病小委員会からの報告を終わります。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問をちょうだいしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

萬野委員、よろしく願いいたします。

○萬野委員 今回の御報告にもありますように、地域主義を認める方向に行っていると思うのですが、今後、他国、また、その州で同じような動き、状況があれば、今回のサンタカタリーナ州のこういったサーベイランス、また管理方法を1つの前例というのですか、それに準ずるようなものであれば認めるというような考え方になるのでしょうか。

○近藤部会長 山崎委員も手を挙げていらっしゃいましたが、もし関連があれば。よろしいですか。では、お願いします。

○山崎委員 今回の場合は、サンタカタリーナ州、ブラジルの問題ですが、後ほどのメキシコの問題、これからも多分、そういう要請が出てくると思うのです。ブラジルの場合も、メキシコの場合も、それを受け入れるという条約があって受け入れるのでしょうか。受け入れざるを得ないような条約があるのでしょうかということと、それを受け入れるときに、ほかの州から入ってきて、それがサンタカタリーナの豚であるとして出荷されたときに、日本の国内で口蹄疫がおさまって2年ちょっとしかたたないと思うのですが、一応、清浄国となっちはいますけれども、どういうところで、どういう形で出てくるかというのがまだ落ちていないという気がするのです。経過を見ないでこれを受け入れていったときに、もし口蹄疫が再び発生したときに、取り返しのつかないことがまた起きてくることあると考えられる。そういうリスクをどういうふうに判断して、これを受け入れられるのかということ伺いたいのです。

○近藤部会長 では、関連で両方ともお願いいたします。

○山本国際衛生対策室長 それでは、まず1点目、地域主義を今回、サンタカタリーナ州に導入するということですが、さらに他国、あるいはほかの州に追加するときの考え方は。これについては、自動的にというものではありません。個別に必ずリスク評価をして、同等の体制がある、そして清浄性がある、管理措置が講じられると、こういう3点の条件は必ずクリアする。当然サンタカタリーナ州と同等以上のものでないと、この措置は、今回導入するわけですが、この水準というのは1つのベースラインになっていくと考えております。

次に、メキシコ・ハリスコの件だと思いますが、そういうことも含めて国際的に受け入れる条約があるのかということでもあります。地域主義というものは既に我が国は鳥インフルエンザ等でも導入しておりますが、国際的にはこの概念、あるいはこの取扱いというルールは共有されております。OIE のコード、規約の中にもありまして、それについて、WTO の SPS 協定の中では、特段の科学的根拠がない限り、国際的な水準というものは受け入れるべきだというような一般的なルールはあります。一般的なルールはありますが、我が国は慎重に個別の事案を審査しないと、それは受け入れないということで、今、こうい

うような御審査をいただいているというものでございます。

3番目は、サンタカタリーナ州産以外の肉を排除できるのかと、これがまさに小委員会でも議論になったところで、サンタカタリーナ州で生まれ育ったもの以外は受け入れない。と畜場でそれが管理できるのかということで、同州産の豚以外を受け入れていないと畜場に限定するというようなことをかぶせて条件としていく。これが今後の協議事項になっていくわけですが、そういう方針をこの場でいただいた上で我々は協議をしていくということになって、そういうもの以外は入れないというのがリスク管理措置として重要なものだと我々は認識しております。

○近藤部会長 ありがとうございます。

両委員から、重ねて何か御質問ございますか。よろしいですか。

では、関連でも、そのほかでも結構でございますが、どうぞ、御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、原案につきまして御了承いただき、ブラジル・サンタカタリーナ州について、口蹄疫等の地域主義を適用して、同州からの生鮮豚肉を輸入することにつきまして、適当と認めるという答申を行うことにしたいと思っておりますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましても、私の方で答申の進めさせていただくこととなります。

本件につきましては、今後、事務局において、我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続に従って進めるようお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思っております。議事の(4)「メキシコ・ハリスコ州への豚コレラの地域主義の適用による豚肉の輸入について」、事務局から説明をお願いいたします。

○山本国際衛生対策室長 引き続き私から説明いたします。資料4をお願いいたします。これについては、報告事項でございますので、初めての説明ということになります。一通り説明させていただきます。

まず「背景」でございます。(1)で、メキシコから我が国への豚肉については、2000年以降、地域主義を認めて、既に5州からの輸入を認めております。

2008年6月にハリスコ州についての追加認定の要請があり、リスク評価を進めた。

(3)として考え方ですが、メキシコ全土の家畜衛生体制等については、既に地域主義導入済みですので評価済みということで、今般は、ハリスコ州の家畜衛生体制、防疫対策及びサーベイランスの状況等について評価を行い、特に問題ないと判断されたというものでございます。

2番の「ハリスコ州の家畜衛生体制等に関する情報」ですが、獣医組織体制としては、

農畜水産農村開発食料省という組織が運営する地方の委員会、そして、そこにおけるサーベイランス、診断等を担当する体制が取られている。つづめて言えば、これはほかの州と同様だということです。

法律についても、ハリスコ州では、メキシコ全土と共通の法律、そして、それに基づくガイドラインが整備されている。

畜産の概況でございますが、ハリスコ州は養豚の盛んな地帯であります。257万頭の商業養豚1,000戸、裏庭養豚が、これは特徴的で、非常に少ないのですが、2万6,000頭というようなことで飼われています。

食肉関連施設は、ハリスコ州にはメキシコ政府による審査を受け、輸出用に認定されたと畜場が2施設あり、検査官が常駐しております。

次のページでございます。家畜疾病の発生状況、サーベイランス、診断体制ですが、ハリスコ州における豚コレラの最終発生は2001年です。同州は2004年5月以降、豚コレラのワクチン接種を全面中止し、2006年にメキシコ連邦政府は豚コレラ清浄地域であると発表しております。

ちなみに、現在、メキシコは全土、国全体について清浄地域というふうに宣言済みでございますが、ハリスコについては2006年に発表しております。

受動的サーベイランスとしての届出体制、能動的サーベイランスとしてのELISA検査等が実施されております。

また、異状が発見された場合、検体は中央診断研究所に送付され確定診断される体制が整っております。

また、家畜疾病の防疫措置及び検疫という体制についても確認ができてございます。

「3 総合評価」として、家畜衛生体制に関しては、組織・法制度ともに、我が国が清浄性を認めた5州と同様に、豚コレラの発生予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されておりました。

(2)ですが、豚コレラのサーベイランス及び通報体制等が機能しており、輸出検疫、証明等の対応にも問題ないことが確認されております。

以上のことを踏まえまして、ハリスコ州を豚コレラ清浄州に追加認定し、同州から豚肉等の輸入を認めて差し支えないものと考えました。

私からは以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございました。

では、本件につきまして、委員の皆様から御意見、御質問をちょうだいしたいと思いますので、どうぞ、引き続きお願いいたします。

では、萬野委員、お願いいたします。

○萬野委員 勉強不足で、教えていただきたいのですが、現在、最後のページの地図にありますように、オレンジ色の州は輸入可能で実績がある。今回、ハリスコ州が追加認定になると。今のお話でしたら、メキシコ政府は全土清浄化宣言しているということは、今後、

メキシコ全州から輸入要請があるという可能性は否定できないという認識でいいのでしょうか。

○近藤部会長 よろしいですか。お願いします。

○山本国際衛生対策室長 今のところ、そういう要請は来ておりませんが、可能性としてはあると思います。繰り返しになりますが、OIE のルールにのっとって、メキシコは全土清浄となったのが 2009 年でございます。先ほどのサンタカタリーナとも重複しますが、我々は地域主義の導入に関して、日本としてしっかりと評価、審査をしていくということで、現在のところ、一番後ろの地図にあります 5 つの州に加えて、今般、ハリスコ州の確認はできたということでありまして、自動的にほかの州とか国全土に拡大するという扱いにはなりません。

○近藤部会長 どうぞ。

○萬野委員 認定のためのステップを踏んで、日本として確認できれば、可能性があるという認識でいいのでしょうかね。

○山本国際衛生対策室長 そうなります。

○近藤部会長 ありがとうございます。

ほかの御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、今後、事務局におきまして、我が国への指定検疫物輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続に従って手続を進めるようお願いいたします。

それでは、最後に、事務局から連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○川島動物衛生課長 事務局からですが、今日御審議をいただきました事項の今後のスケジュールでございます。豚コレラの防疫指針とアフリカ豚コレラの防疫指針につきましては、これからパブリックコメントの募集といったような所要の手続を進めてまいりたいと思っております。

また、ブラジルのサンタカタリーナ州の口蹄疫の地域主義への適用の件と、メキシコ・ハリスコ州の豚コレラの清浄性認定の件につきましては、これからブラジル、メキシコ、両国と家畜衛生条件の締結なり、改正に向けた協議を開始をしたいと考えております。

○伏見家畜防疫対策室長 私から、参考資料 3 の御説明を簡単にさせていただきます。

参考資料 3 というのは「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」で、表紙を見ていただきますと、家畜排せつ物等の「等」は、飼料と敷料、下に敷くものを含むようなものでございます。これは既に 8 月 10 日に都道府県に動物衛生課長通知で配付しております。

1 枚めくっていただきますと目次がございます。目次の前に、隣の 1 ページ目を見ていただきたいのですが、このマニュアルの目的でございますが、昨年、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」を私どもはつくりました。要するに、先ほどの指針だけではなくて、実際にどうやって動くか、それも家畜防疫員の先生方だけではなくて、協力していただける

人たちも含めて、どう動くのかという具体的なマニュアルをつくりました。ただ、(3)にございますように、宮崎における口蹄疫発生の際には、大量の汚染物品が発生いたしました。特に排せつ物の処理については多大な労力を要しましたと書かれてございます。そのことで、汚染物品を確実に、かつ効率的に処理することが大切という認識のもとに、今般、宮崎で大量の家畜排せつ物、飼料、敷料を汚染物品として処理した経緯を踏まえまして、口蹄疫に関する防疫作業マニュアルを補完する形で、このマニュアルをつくったものでございます。

左側の目次の方に目を移していただきますと、まず、今、読み上げましたが、「本マニュアルの目的」から始まりまして、いきなり処理することはできませんので、Ⅱで事前の農場調査を行いまして、作業の段取りをする。こういう事前の準備が大切ですよということが書かれています。Ⅲにその排せつ、集積・埋却。Ⅳに家畜排せつ物の実際の処理。この中では、固形のもの、スラリー状のもの、尿の処理、汚水の処理。その他の汚染物品というのは、飼料、敷料、生乳ということで、あとは参考資料がついております。

2 ページ目に入りますと「基本的な考え方と作業の流れ」というのがございます。

4 ページ目に入りますと、4 が上の方にくっついておりますけれども、実際に絵で「汚染物品の処理の流れ」というのが書かれております。

5 ページ目に入ると「汚染物品別の処理方法の一覧」というのがございまして、あとは、お時間のあるときに見ていただきたいのですけれども、わかりやすいように、絵だとか写真をふんだんに使って整理しているものでございます。これに基づいて処理していきますと、うまく、効率的にいくのではないかと思います、書かれております。

26 ページを見ますと、参考資料 1 で処理施設の事例だとか、28 ページの参考資料 2 の「外気温が低い時の堆肥化」。冬場になると非常に困ることがございましたので、具体的にどうしたらいいかということが書かれてございます。

それと、参考資料 3 の水分調整。余りにも水分が多いと、なかなか堆肥化、発酵しないという問題があります。それにはどうしたらいいのか。

参考資料 4 には「ペットボトル温度計による堆肥の温度測定」ということで、こういうような形で温度を測ることができますよということを具体的に示しております。

非常に簡単でございますけれども、このようなマニュアルをつくって、すぐに具体的な作業ができるように今後ともしていきたいと思っております。

以上でございます。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通しまして、委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、頂戴したいと思いますが、よろしゅうございますか。

どうぞ、西委員、お願いいたします。

○西委員 その他ということよろしいでしょうか。この議題ではなくて。

○近藤部会長 はい。

○西委員 今年度に入りますと、地元の会議等で BSE のことを聞かれます。というのが、来年 2 月以降には、BSE の患畜の、最終的に生まれたのから 11 年たつということで、オーストラリアと同様のリスクを無視できる国になるのではないか。その場合の検査体制はどうなるのだろうということは結構言われます。これについては、農水省、あるいは食品安全委員会等でいろいろ審議いただくというふうにはお答えしているのですが、当然そういうことで、我々、農水省サイドの部分なら死亡牛のサーベイランスですね、その検査体制が見直しされていくと思っています。当然、今の状況ではないと思いますので、その辺については早目にいろいろと情報提供していただければと思います。というのが、この BSE をするに当たって、各都道府県も施設整備もしましたし、人員の体制も整いましたので、それをどうしていくかということを検討していかなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、BSE だけではなくて、家伝法の中にいろいろ検査が義務づけられているようなものがあります。牛の検査ですとか、馬の検査ということで、これは過去何十年間かやってくる疾病もありまして、そういった検査についても体制というのはどうあるべきなのかなど。中には何十年も出ていないようなものを、まだ検査しているようなものもありますので、そういったものについては、国内の発生状況がほとんどないのがありますし、近隣諸国における発生状況などがありますから、そういったことを科学的根拠に基づいて評価していただいて、より効率的なサーベイランスの体制の見直しをしていただきたいと思います。その辺、お願いという形なのですが、よろしくをお願いします。

○近藤部会長 何かコメントございますか。

○川島動物衛生課長 BSE の件につきましては、今、私どもで OIE に提出するデータ等々の資料を準備をしております。早ければ年が明けた 2 月ぐらいになろうかと思っておりますけれども、OIE の専門家会議で評価がなされるかなと思っております。その結果、どういう評価が得られるかということがまず第 1 番に重要なことだと思っておりますので、その結果を受けて、我が国の中でやっております死亡牛の検査体制について、どういうふうにするのかと、今後の検討課題かというふうに考えております。

それから、各種疾病のサーベイランスの在り方ですけれども、これは勿論、今、委員おっしゃったように、一般論としては、病気の発生状況ですとか、あるいは診断技術の開発、こういったものを見極めた上で必要な見直しをしていくということが基本だろうと思っておりますので、ここにつきましては、多様な疾病が対象になっておりますので、今後、動物衛生研究所、あるいは専門家の先生方の御意見も聞きながら、どういうサーベイランスの在り方があるのかということについて、こちらとしても検討を進めたいと思っております。仮に見直ししていくということになれば、当然これは各県の方でやっていただいている作業になりますので、早目早目の情報提供をしていきたいと思っております。

○近藤部会長 ありがとうございます。

毛利委員、お願いいたします。



○毛利委員 今のことに関連して、私ども動物衛生研究所では、御存じのように衛生課に協力して、家保の先生方の研修をやっております。今、おっしゃられているように、技術そのものはどんどん進歩して行って加わりますが、過去のいろいろな検査の体制もそのまま残っています。家保の先生たちは仕事量の増加で悲鳴を上げているというのが現状です。その辺のところのいろいろな手当てというか、方策を見直しして、不要なものはなくする、必要なものは必要なものでまた加えていくと、そういった国としての整理というか政策も必要なのかなというふうに感じております。

○近藤部会長 ありがとうございます。

では、併せて、引き続き事務局で御検討をお願いしたいと思います。

そのほか、ございますでしょうか。

では、山崎委員、お願いいたします。

○山崎委員 この家畜排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアルなのですが、口蹄疫が終わった後に、あのふん尿などをどうするのかというのが疑問だったのです。ああ、堆肥になったのかと思いました。その堆肥なのですけれども、実際に畑に還元して、調べた結果はどういうふうになったのでしょうか。教えてください。

○伏見家畜防疫対策室長 堆肥化したものについては、完全に完熟した堆肥になっておりますので、それは使われたと聞いております。

あと、今の御質問にないのですけれども、水分のものについては、ちゃんとクエン酸等を入れたりしてペーハー調整して、そのまま浄化槽に流したというのもございまして、それをまとめたものがこれだと思っていただければよろしいと思います。堆肥化されたものは使われております。

○山崎委員 ありがとうございます。

○近藤部会長 よろしいですか。ほかに御意見ございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、この辺りで本日は終わらせていただこうと思います。

事務局から引き続き何かございましたらお願いいたします。

○川島動物衛生課長 ありがとうございます。

今日は本当に熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。豚コレラの防疫指針とアフリカ豚コレラの防疫指針につきましては、6月12日に当部会に諮問して以降、大変多くの貴重な御意見をいただいたとっております。お陰様で実効性のあるものになったのではないかと考えております。ありがとうございました。

今後、大臣告示に向けて省内の手続を進めていくこととなります。手続の中で軽微な字句の修正等々あるかと思いますが、内容に影響がない限りであれば、事務局にお任せをいただければと考えております。

それから、ブラジル・サンタカタリーナ州とメキシコ・ハリスコ州からの輸入の件につきましても、我が国に伝染病が侵入することのないように、きちんと対応していかなければ

ばならないと思っております。今後、引き続き情報収集ですとか、あるいは場合によっては当国に行って査察をするといったような対応をきちんとやってまいりたいと考えております。

周りの国では、まだ高病原性鳥インフルエンザですとか、口蹄疫、豚コレラ、こういった病気が発生をしておりますので、我々としても気を緩めることなく、引き続き警戒感を持って対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○近藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして本日本日の議事が全て終了いたしましたので、「食料・農業・農村政策審議会第18回家畜衛生部会」を閉会いたします。皆様、御協力どうもありがとうございました。お疲れ様でした。